

# 環境。プレス

Vol.7

次世代に住みやすい環境を残すために



水援隊 隊長 平 晋一郎

## 「絶滅危惧種」の保護

菊池川水系でレッドリストに上がっている魚種が数種類あります  
が、オヤニラミもその一つです。

昭和20年代までは菊池川本流・

支流どこにでも普通に見られた魚で、石垣の穴や岩の下の穴などでウナギを釣っていると、どこから

ともなくやって来て、ウナギ針につけたミニズのすみを引っ張つて、うるさくちょつかいを出しにきたりしたものですが、最近ほとんど見かけなくなりました。

もう十数年前になりますが、淡水魚を研究している人と十町川を徹底的に調査したことがあります。農薬の影響の少ないような支流の谷間まで調べたのですが、居そうな気配はありませんでした。いよいよ十町川からは絶滅したのかなと諦めていたら、数年前ハエを捕っている時、投網に9センチほど  
のオヤニラミが一匹掛かってきました。

した。数日後5センチくらいのがまた1匹捕れました。これで絶滅まではしていないということは分かったのですが、川の近くの子どもたちに聞いてみても、この魚を見たことのある子どもは居ません。

十町川の流域ではオヤニラミのことを「センガンジ」といいます。しかしこの呼び名はお年寄りにしか通用しません。この魚ほど沢山の地方名を持つているものも珍しいようです。

菊池川下流の菊水・玉名では、ヨツメ、山鹿ではミズクリセンペーイ、またはミズクリセンベー、七城・菊池ではセイジヤンババ、長崎ではカワメバル、和仁川流域ではセイギンチョとそれぞれ親しみを込めた、なるほどと思うような呼び名ですが、私たちが子どものころから親しんできたセンガンジーという名の由来が分かりません。

専門家の渋沢敬三氏によれば37の地方名が知られているそうです。  
分布域は朝鮮半島南部と淀川水系以西の本州と四国・九州の北部。

澄んだ水の流れの緩やかな浅いところに生息し、水草の多いところで繁殖します。

肉食でミニズを好み、魚類・水生昆虫・エビ・カニなど小動物ならなんでも食べます。

動くものには猛スピードで襲いかかり、沈んだものには関心を示さず、浮くものに反応します。夏場に繁殖し、水草の茎などに80個ほどの卵を産みつけ、雄が卵に水を送り込み保護します。

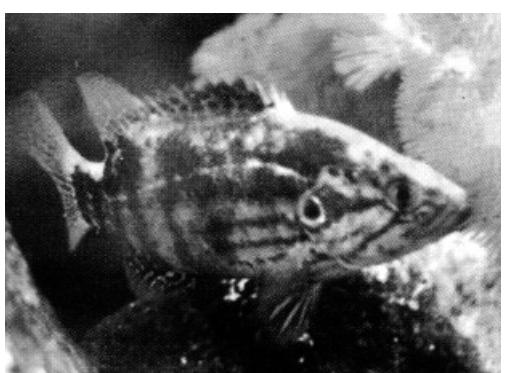
稚魚はしばらく雄に守られ群れ

で生活しますが、やがて単独で生

活します。繩張り意識が強く飼育するなら単独飼育しかできません。

河川工事や水質の悪化によって生息場所が狭まり、環境省のレッド

リストでは1999年版で「準絶滅危惧」だったのが2007年版では「絶滅危惧種」と一段階上に指定されました。和水町でも大切に保護しなければならないと思います。



▲オヤニラミ

## 平成21年度(8月)より 国民健康保険被保険者証と高齢受給者証を一体化した保険証に切り替わります。

現在、国保の資格をお持ちの方にはカード型の保険証（台紙の色 一般：薄紫色、退職：ピンク色）を交付しています。また、70歳～74歳の方には保険証とは別に自己負担割合を記載した高齢受給者証（黄色）を交付しています。

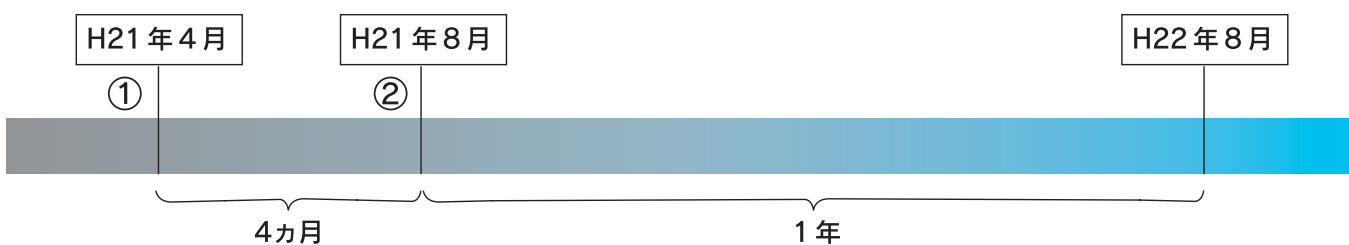
70歳～74歳の方においては、現在病院等にかかったときに大きさの違う証を2枚提示し、また、保管する必要がありますが、平成21年8月から使用される方の利便性、コスト削減等を考慮し、保険証と高齢受給者証を一体化した保険証に変更することにしました。これに伴い、[保険証の有効期間等が変わってきます](#)。

<現行>

<変更>

保険証の有効期間:4月1日～翌年3月31日 → 8月1日～翌年7月31日

【今回の保険証交付の流れ】



①3月下旬に有効期間4ヶ月（4月1日～7月31日）の保険証及び高齢受給者証（70歳～74歳の方）を交付（簡易書留にて各家庭へ配布）します。

②7月下旬に有効期間1年（8月1日～翌年7月31日）の保険証を交付します。

※70歳～74歳の被保険者の方は、高齢受給者証の内容を保険証に記載しますので、現在の高齢受給者証を持つ必要がなくなります。

## 平成21年4月より中学生以下の子どもへ短期被保険者証が交付されます。(滞納世帯)

現在、国民健康保険制度では、国保税の滞納がある世帯には有効期限を定めた短期被保険者証（短期証）を交付しています。さらに1年以上滞納が続くと資格証明書（医療費の全額負担）を交付することになっています。

今回、国民健康保険法の一部改正により、子どもの心身ともに健やかな育成に資するため、滞納世帯に属する中学生以下（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）の子どもには、6ヶ月間の有効期間の短期証を交付することになりました。



〔※滞納世帯との接触の機会の確保に努め、収納も含め適切な短期証の交付を行います。〕

問い合わせ先

本 庁 税務住民課 国保年金係 (内線513)  
総合支所 税務住民課 住民係 (内線752)